

# 役員報酬等規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ福社会（以下、法人という）の定款第7条に基づき役員報酬等について規定するものである。

## (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事及び評議員をいう。

## (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

## (役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会及び評議員会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、その出席1日につき、5,000円を支給する

## (役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

## (旅費)

第6条 役員が法人業務等出張する際に要する旅費に関しては別表1により旅費等を支給する。

## (改定)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決により行う。

附則 この規程は法人登記日より施行する。

法人登記日 平成27年9月1日

規定変更 平成29年4月1日

附則

この定款は平成29年4月1日から施行する。